

調査レポート

信用供与の安定化を目指すバーゼル

～バーゼル の導入は日本の金融が再評価されるよいきっかけに～

リーマンショックをきっかけに、欧米を中心に金融市場が大混乱に陥り、世界的な経済危機へと発展した。こうした事態を受け、主要国の銀行監督当局でつくるバーゼル委員会において、金融危機の再発を防ぐべく国際的な新しい金融規制(バーゼル)の策定に向けた作業が急ピッチで進んでいる。今年9月に規制の具体的な水準や新しい規制への移行期間などが概ね確定し、同年11月にソウルで開かれるG20で規制内容について各国首脳による最終合意がなされる見通しだ。

バーゼル による規制は広範かつ細部にわたるが、規制の大枠は4つに整理できる。すなわち、自己資本の質の強化、レバレッジ比率規制の導入、資本バッファの活用、流動性規制の導入、である。銀行の資本政策や投融资活動に一定の制限を加えることで、銀行による信用供与を景気の状態に関わらず安定させることを目指しており、銀行経営に与える影響は大きい。

日本では、リーマンショック後、中小企業金融円滑化法やそれに先立つルール変更などにより、金融行政や銀行の融資姿勢はすでに「安定重視」へと大きく舵を切っている。企業金融の状況を、銀行破綻が相次ぐなど金融市場が危機的状況に陥った1997年終わりからと比較すると、リーマンショック以後の銀行の融資行動が実体経済のかつてない落ち込みにも関わらず安定していたことがよくわかる。

金融が信用膨張と収縮を通じて実体経済の振れを大きくすることは、雇用の安定を損ない健全な市民生活への脅威となる。バーゼル が目指す信用供与の安定化は、間接金融を中心とする本来の日本の金融のあり方が再評価されるよいきっかけとなる可能性があるが、大きな課題もある。金融が安定しても企業の活力が損なわれてしまえば元も子もない。銀行が、コンサルティング機能の発揮など貸出先企業の経営力改善に向けた取り組みを強化していくことが、安定重視の金融を実のあるものにするようになる。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査部 鶴田 零 (chosa-report@murc.jp)

〒108-8248 東京都港区港南 2-16-4

TEL: 03-6711-1250

はじめに

2008年9月のリーマンショックをきっかけに、欧米を中心に金融市場が大混乱に陥り、世界的な経済危機へと発展した。こうした事態を受け、2009年4月のG20 ロンドン・サミットでは、銀行の健全性規制の基準を強化していくことが合意されるとともに、金融危機に対応するために主要国の金融当局や国際金融機関などで構成される金融安定理事会の設立が決まった。それ以降、各国の銀行監督当局でつくるバーゼル委員会において、金融危機の再発を防ぐべく国際的な新しい金融規制（バーゼル）の策定に向けた作業が急ピッチで進んでいる。今年9月に規制の具体的な水準や新しい規制への移行期間などが概ね確定し、同年11月にソウルで開かれるG20で規制内容について各国首脳による最終合意がなされる見通しだ。

バーゼルが目指すのは信用供与の安定化であり、高リスク取引の拡大などこれまでの収益重視の金融のあり方を大きく変える可能性がある。本稿では、まず、バーゼルの主な枠組みについて概説し、バーゼルが目指す金融の姿を明らかにしていく。続いて、リーマンショック後の日本の貸出市場の状況を振り返り、日本の金融行政や銀行の融資方針がバーゼルの成立を前にしてすでに大きく方向転換していることを示す。最後に、「安定重視の金融」へと潮流が変化する中で、間接金融を担う日本の銀行の課題について考えていきたい。

1. バーゼルの主な枠組み

バーゼルによる規制は広範かつ細部にわたるが、以下では特に重要と思われる枠組みについてその概要を説明したい。規制の大枠は4つに整理できる。すなわち、自己資本の質の強化、レバレッジ比率規制の導入、資本バッファの活用、流動性規制の導入、である。いずれも銀行の資本政策や投融資活動に一定の制限を加える内容を含んでおり、銀行経営に与える影響は大きい。

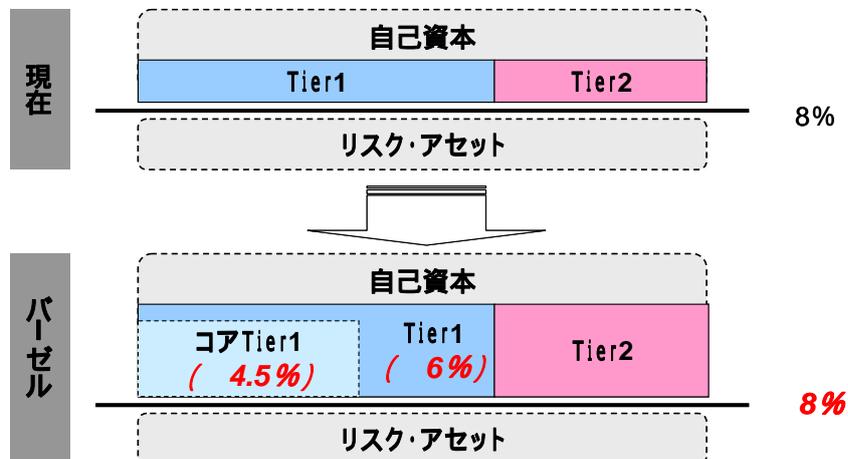
金融規制が強化されるのは、リーマンショック後に起きたような深刻な金融危機の再発を防ぐためである。バーゼルは、銀行の財務体質を強制的に強化させ危機への耐性を高めさせるとともに、銀行の投融資活動に一定の制限を加えることで金融が持つ景気循環増幅作用（プロシクリカリティという）を抑制し、さらには金融危機時の銀行の資金繰り破綻を未然に防ぐことで、銀行による信用供与を景気の状態に関わらずできるだけ安定させることを目指している。

(1) 自己資本の質の強化

銀行経営に対する影響が最も大きそうなのが自己資本の質の強化である。今回の金融危機では、規制上必要な自己資本は確保していても、資本が本来備えるべき危機時の損失吸収力が不十分であると疑われるケースが出てきた。これまでの規制では、自己資本の定義にあいまいな部分が残っており情報開示も不十分だったため、自己資本の質の評価や他の銀行との十分な比較が困難となっていたことが背景にある。このため、バーゼルでは、資本としての安定性や損失吸収力に優れている普通株式と内部留保からなる「コアTier 1 資本」を重視することとし、また、換金の可能性が低く資本から控除すべきである項目についても拡充・明確化し、資本の信頼性を高めることとした。自己資本の質を強化することで、不況期であっても銀行経営の安定が確保され、経営破綻が懸念されるような事態を引き起こさないことを目指している。

具体的には、コアTier 1 資本を、普通株式と内部留保の合計から他の金融機関に対する出資や繰延税金資産の一部などを控除したものとしたうえで、その水準をリスク・アセットに対して最低 4.5% 以上とすることを銀行に義務づける。また、コアTier 1 資本に優先株などを加えたものをTier 1 資本、劣後債や優先出資証券の一部などをTier 2 資本とし、リスク・アセットに対してTier 1 資本を最低 6%、Tier 1 資本とTier 2 資本の合計である総資本を最低 8% (現行も 8%) 確保することも義務づける (図表 1)。現行の規制ではTier 2 資本に含まれているその他有価証券評価益の 45% 相当額については、バーゼルでは資本としてカウントされないことになる。なお、こうした最低所要自己資本比率の引き上げは 2013 年初めから段階的に行われ、最終的には 2015 年初めに新規制に完全移行する予定となっている。完全移行までの期間を長めに取ることで、自己資本比率引き上げのために銀行融資が抑制されることを防ぐ狙いがある。

図表 1 . 最低所要自己資本比率規制の概要



(2) レバレッジ比率規制の導入

(1) で述べたリスクベースの自己資本比率による規制のみだと、好況時には過度に貸出を増やすインセンティブを銀行に与えてしまう可能性が高いと考えられている。与信額に貸出先毎のリスク・ウェイトをかけたものの合計がリスク・アセットであり、それに対する自己資本の割合をみるのがリスクベースの自己資本比率規制だが、好況期には貸出先の業績向上によりリスク・ウェイトの小さい貸出の割合が増えるので、自己資本比率維持のために必要となる自己資本額が減少し、貸出を増加させる余力が拡大する。その結果、少ない自己資本で多額の資産を保有できる(レバレッジが拡大する)ことになる。しかし、ひとたび景気が悪化すると逆回転が始まり、自己資本の不足が急速な信用収縮をもたらすことになってしまう。

貸し倒れの可能性が高い貸出についてはリスク・ウェイトを高く設定し多くの自己資本を積むようにする一方、貸し倒れの可能性が低い貸出に対しては少ない自己資本ですむようにするという考え方は、それ自体は合理的だと思われる。しかし、その一方で金融が好況期の景気を過熱させ、場合によってはバブルの発生を助長する危険性をはらんでいるといえる。そこで、リスクベースの自己資本比率による規制に、総資産額による規制を補完的に用いることで、好況時にレバレッジの過度な拡大に歯止めをかけ、景気の状態に関わらず銀行による信用供与をできるだけ安定させることを目指すというのが規制の狙いである。これがレバレッジ比率規制だが、具体的には、バランスシート上の総資産とオフバランス項目(融資枠契約、債務保証など)の合計に対して当面は最低3%のTier1資本を保持するように銀行に求めることにしている(図表2)。この3%という水準は2013年初めから2016年終わりまでの試行期間中の暫定値とし、試行結果を踏まえてあるべき規制の水準を再検討したうえで、最終的には2018年初めから正式に同比率使った規制を開始する予定である。

図表2. レバレッジ比率の概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier1資本}}{\text{BS上の総資産} + \text{オフバランス項目}} \quad 3\%$$

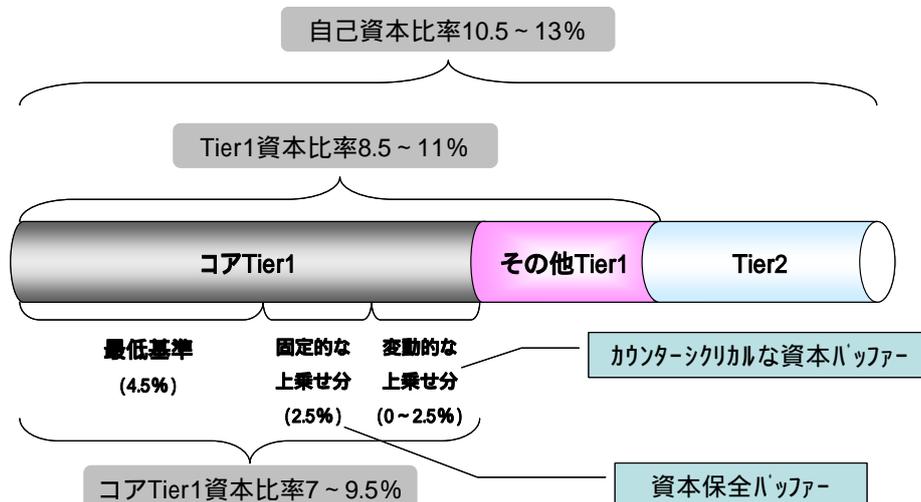
(3) 資本バッファの活用

資本バッファの活用もバーゼル の大きなポイントである。資本バッファとは、(1) で述べた必要最低限の自己資本に上乘せする自己資本のことである。資本バッファには2種類あるため、銀行は3段階のリスクベースの自己資本比率規制を使ってその資本の充実度を管理していくことになる。

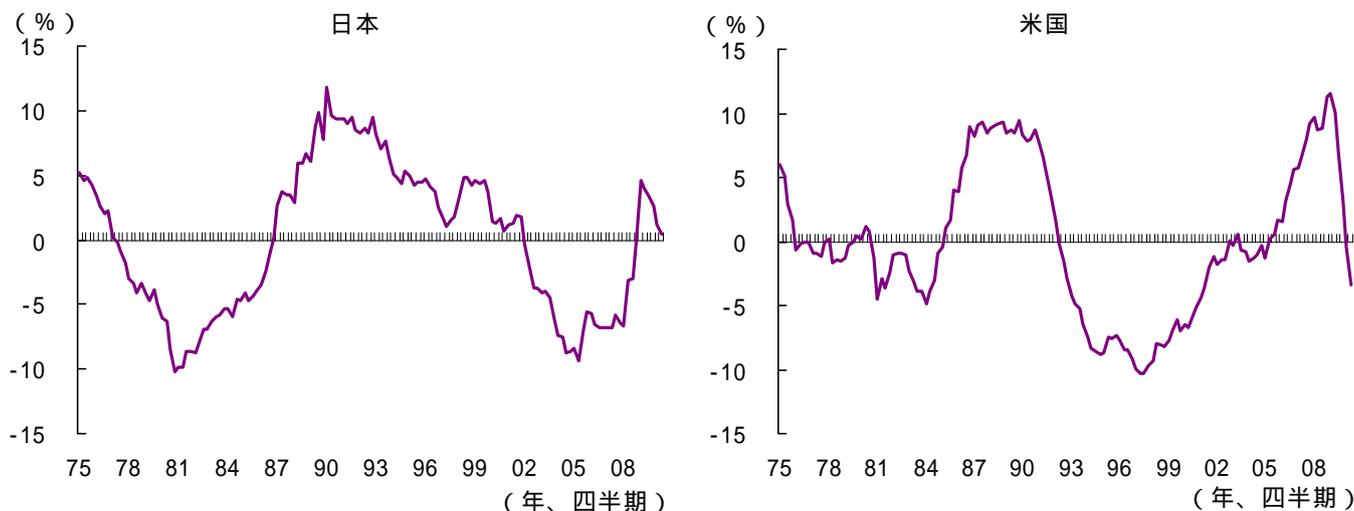
まず、不況期においても金融機関の財務健全性をより高い水準に維持するため、固定的な上乗せ分としてリスク・アセットに対して 2.5%の「資本保全バッファ」を積むことを求める。さらに、マクロ経済の状況に応じた変動的な上乗せ部分として「カウンターシクリカルな（景気変動抑制的な）資本バッファ」も設ける（図表 3）。この規制は、景気が過熱しそうなときには金融機関が満たすべき自己資本比率を引き上げることで、实体经济と金融の過剰な正の連鎖を防ぐことを目的としている。具体的には、マクロレベルで過剰な信用供与が行われていると認められた場合、最大で 2.5%の自己資本を追加的に積み上げることを求めるものである。過剰な信用供与が行われているかどうかは、基本的には「総与信対名目 GDP 比率」の長期平均との乖離率を参考に各国の金融当局が判断する（ただし、この指標が常にマクロ的な信用状況を的確に表すとは限らないため、各国の金融当局は他の情報も勘案してバッファの水準を決めることになる）。図表 4 は日本と米国の例を示しているが、過度に信用が拡大した結果、リスクが銀行部門全体に広く蓄積されたとみられる時期に乖離率が大きく拡大していることがわかる（日本の 1980 年代の終わり、米国の 1980 年代の終わりと 2000 年代の後半）。このように乖離率が一定の範囲を越えたときに、金融当局は他の経済状況なども勘案し最大 2.5%の資本上積みを銀行に求めることになる。当然のことだが、不況期や通常の好況期などにはこの追加的な自己資本は要求されない。

これら 2 つの資本バッファは最低所要自己資本とは違って義務ではないため、求められている水準を確保できていなくても金融当局による早期是正措置の対象にはならない。ただし、目標未達の場合は目標が達成されるまで配当や役員報酬の支払い、自社株買いといった利益の社外流出が制限されるルールになっている。経営の自由度が損なわれることになるため、銀行にとっては事実上満たさなければならない基準だといえる。資本バッファによる規制は、最低所要自己資本比率規制が完全導入された後の 2016 年初めから段階的に導入され、2019 年初めから完全実施される予定である。

図表 3 . 資本バッファを含む自己資本比率の規制値



図表 4 . 総信用対名目 GDP 比の長期トレンドからの乖離率



(注) 長期トレンドは実数にHPフィルターをかけたもの。
 (出所) 内閣府「四半期別GDP速報」 日本銀行「マネタリーサーベイ」
 米国商務省「National Economic Accounts」 F R B「Flow of Funds」

(4) 流動性規制の導入

今回の金融危機では、欧米を中心に金融市場が機能不全に陥り、多くの銀行が資金繰りの危機に瀕した。この背景には、長く続いた緩和的な金融環境の中で、銀行による流動性リスク管理が甘くなっていたことがあったといわれている。いくら自己資本が厚くて利益を計上していても、流動性が枯渇すれば銀行は容易に破綻しうることが改めて明らかになった。流動性規制は、市場混乱時でも資金繰り破綻しないように、銀行に対して一定規模の流動性の確保を求めるものである。具体的には、「流動性カバレッジ比率」、「安定調達比率」という2つの指標を用いて、銀行の流動性リスクを管理していくことになる。

まず、流動性カバレッジ比率による規制とは、銀行に対し、金融市場が混乱した場合に予想されるネット資金流出額(30日間分)を上回る、換金性の高い高品質の流動資産を持つことを求めるものである(図表5)。予想されるネット資金流出額は、未使用の信用供与枠、預金などにそれぞれの流出可能性の高さに応じた掛け目をかけたものの合計から、30日以内に償還期限を迎える健全資産などに換金可能性の高さに応じた掛け目をかけたものの合計を引いて算出する。高品質の流動資産とは、現金、中央銀行への預金、国債、社債などに流動性の高さに応じた掛け目をかけたものである。この規制は、2011年から始まる観察期間の後、2015年初めから正式に導入される予定となっている。

図表 5 . 流動性カバレッジ比率の概要

$$\text{流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{高品質の流動資産}}{\text{金融市場が混乱した場合に予想されるネット資金流出額(30日間分)}} \times 100\%$$

$$\text{ネット資金流出額} = \text{資金流出額} - \text{資金流入額}$$

資金流出項目の例

項目	掛け目 (%)
安定した個人・中小企業預金	5
安定した事業法人預金	25
金融機関向け信用供与枠(未使用分)	100

資金流入項目の例

項目	掛け目 (%)
1ヶ月以内に償還期限を迎える健全資産	100

高品質の流動資産の例

項目	掛け目 (%)
現金・中銀預金、国債	100
AA格以上の事業法人発行の社債	85

次に、安定調達比率による規制とは、前述の流動性カバレッジ比率よりも長い目でみた銀行の資金繰りを安定させることを目指すものである。「長期の運用は長期の調達でまかなわれるべき」という発想をベースに、資金運用側の残存期間と調達側の返済までの期間のミスマッチを小さくすることを求める。銀行が市場で短期調達した資金を長期で運用していた場合、危機発生時などに急激に資金が引き揚げられると銀行は対応することができず、資金繰り破綻するリスクが高まってしまう。このため、この規制では、銀行は所要安定調達額（残存期間が1年を超える貸出など、安定的な調達によってまかなわれるべき資産の額）を上回る安定調達額（返済義務のない自己資本や満期まで1年以上ある預金などの額）を保有することが求められる（図表6）。所要安定調達額には、残存期間が1年未満であっても期限での一括回収が事実上困難な貸出などについて、運用先の資金再調達ニーズの強さに応じた掛け目をかけたものが含まれる。また、安定調達額には、満期まで1年未満であっても流出可能性が低いリテール預金などについて、調達の継続可能性の高さに応じた掛け目をかけたものが含まれる。この規制は、2012年から始まる観察期間を経て、銀行のビジネスモデルや調達構造に意図せざる影響が生じないように掛け目の水準の見直しなどが行われた後、2018年初めから導入される予定である。

図表 6 . 安定調達比率の概要

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{安定調達額 (調達項目} \times \text{掛け目)}}{\text{所要安定調達額 (運用項目} \times \text{掛け目)}} \times 100\%$$

所要安定調達額の例

項目	掛け目 (%)
現金、金融機関に対する更新されない残存期間1年未満の貸出	0
国債	5
AA格以上の事業法人発行の社債	20
高品質の住宅ローン(残存期間1年超)	65
個人向け貸出(残存期間1年未満)	85
高品質の住宅ローン以外の貸出(残存期間1年超)	100

安定調達額の例

項目	掛け目 (%)
自己資本	100
残存期間が1年以上の負債(預金など)	100
安定した個人・中小企業預金	90
その他の個人・中小企業預金	80
事業会社からのホールセール調達(満期なしまたは残存期間1年未満)	50
その他の負債	0

2 . 変化した日本の金融行政と銀行の融資姿勢

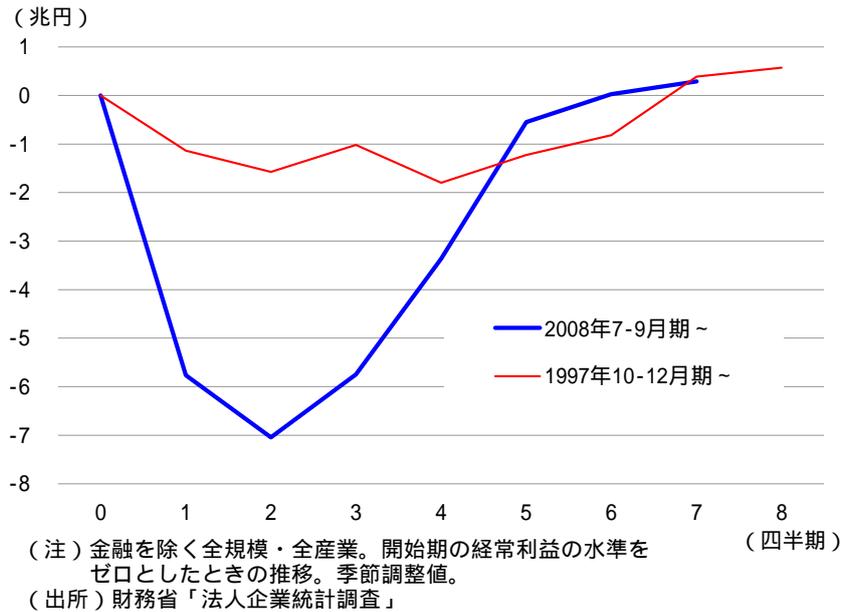
バーゼル が目指すのは、金融規制を強化することで銀行による信用供与を安定化させることである。もっとも、日本では、リーマンショック後、中小企業金融円滑化法やそれに先立つルール変更などにより、金融行政や銀行の融資姿勢はすでに「安定重視」へと大きく舵を切っている。

(1) 安定を維持したリーマンショック後の銀行融資

リーマンショック後、日本でも 2008 年末にかけて、社債の流通利回りが急上昇し、CP の発行が難しくなるなど直接金融市場は一時的に混乱を来した。こうした中、日本の銀行融資を中心とした間接金融市場が概ね安定を保つことができたのは注目に値する。銀行融資や企業金融の状況を、リーマンショックが起きた 2008 年 7~9 月期からの期間と、北海道拓殖銀行、山一証券などが連鎖的に経営破綻するなど金融市場が危機的状況に陥った 1997 年 10~12 月期からの期間とを比較すると、その安定ぶりがよくわかる。

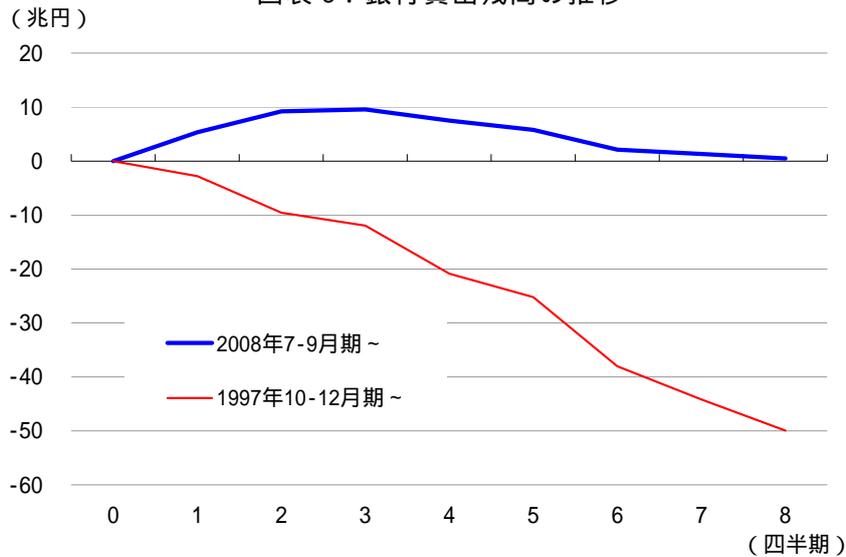
まず、企業の経常利益(金融を除く全規模・全産業)の推移をみると、リーマンショック後の実体経済の落ち込み方が急速かつ大幅だったことがわかる(図表 7)。日本は、自動車などの付加価値の高い製品や付加価値の高い製品を作るために必要な素材や資本財などの生産が経済の牽引役となっていた。こうした製品は所得の悪化時には需要が減少しやすいため、世界的に景気が悪化する中で日本経済はかつてない大幅な落ち込みを余儀なくされたのである。

図表 7 . 経常利益の推移



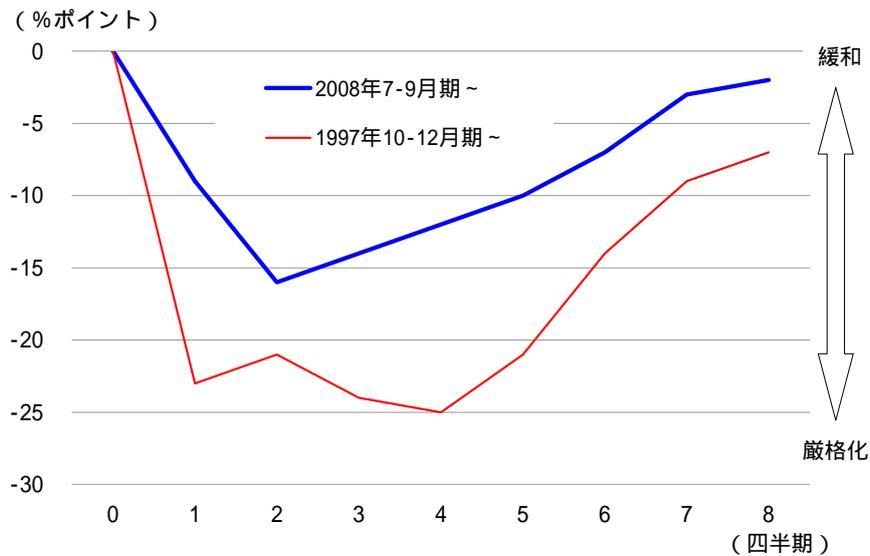
実体経済の大幅な落ち込みに伴い企業収益が大きく悪化すると、通常、銀行は企業への融資に慎重になる。また、不良債権の増大などの影響で銀行の自己資本が毀損すると、自己資本比率を維持するために銀行はさらに貸出残高の圧縮をせざるを得なくなる場合がある。1997年の終わりにはこうしたいわゆる「貸し渋り・貸しはがし」が起きたとみられるが、リーマンショック後の貸出市場は、実体経済や企業収益のかつてない落ち込みにも関わらず安定を維持することができた。銀行貸出残高の推移をみると、1997年末からの時期は企業による過剰債務圧縮の動きもあって減少が続いたが、リーマンショック後の期間には、危機発生当初はむしろ貸出残高の増加がみられ、その後も安定的に推移している（図表 8）。日銀短観の貸出態度判断DI（「緩い」 - 「厳しい」）を比べても、今回は銀行が比較的安定した融資姿勢を維持していることがみてとれる（図表 9）。貸出を中心とした企業金融が安定していたことが、金融と実体経済の負の連鎖を防ぎ景気の底打ちを早めに促すことにつながった可能性がある。

図表 8 . 銀行貸出残高の推移



(注) 開始期の残高をゼロとしたときの推移。季節調整値。
(出所) 日本銀行「貸出・資金吸収動向等」

図表 9 . 貸出態度判断 D I (「緩い」 - 「厳しい」) の推移



(注) 全規模・全産業。開始期の D I をゼロとしたときの推移。
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(2) 銀行融資はなぜ安定していたのか

1997 年終わりからの時期と異なり、リーマンショック後の時期にはなぜ貸出市場の安定が維持されたのか。先に触れたように、いわゆる「貸し渋り・貸しはがし」を起こさないためには銀行が自己資本比率を高い水準に維持できるかがまずはカギとなる。

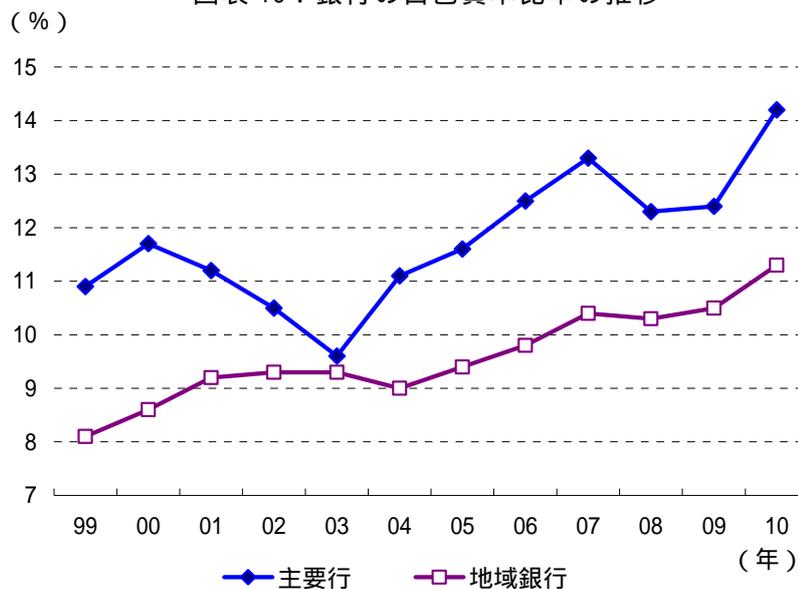
リーマンショック直後から銀行の自己資本比率の低下を防ぐような様々なルール変更が金融庁によって行われた。2008 年 11 月には不良債権判定基準が緩和され、中小企業向けの融資については貸出条件を緩めても不良債権と判定されにくい扱いとされた。この結果、銀行が貸し倒れに備えた引当てを多額に積まずにすむようになり、自己資本の毀損が回避

されると同時に、銀行は中小企業との融資取引を継続しやすくなった。また、信用保証協会の保証付き融資のリスク・ウエイトを引き下げるなど、自己資本比率規制も一部緩和された。大手行を中心に大規模な増資が行われたことも、自己資本比率の引き上げに寄与したといえる。こうした施策により、景気の大規模な悪化にも関わらず銀行の自己資本比率は概ね高い水準を維持することができた（図表 10）。

信用保証協会による緊急保証制度の創設も効果を発揮した。通常の保証枠とは別に、総額5兆円の保証枠が2008年10月に新たに設けられた。現在は36兆円にまで枠が増額され、対象業種も大幅に拡充されている。景気の大規模な悪化により銀行がリスクを取りにくくなっていた中で、中小企業向け融資の維持、ひいては企業の資金繰りの確保に役立ったといえる。大企業や中堅企業向けには、政策投資銀行などを通じた危機対応業務による融資も効果を発揮した。また、日本銀行が金融市場に大量に資金供給を行い銀行の資金繰りに不安を与えなかったことや、2008年12月に金融機能強化法が成立し12兆円の予防的資本注入枠を確保したことも、銀行経営の安定化や円滑な信用供与に間接的に寄与したと考えられる。

1997年の終わりからの時期には、銀行の不良債権の多さや財務内容の不透明さが問題視されたため、景気が悪化していた中で金融行政はむしろ厳格化される方向に進んで行き、銀行融資が強く抑制されたひとつの大きな要因になったと考えられる。一方、リーマンショック後には、銀行の財務内容の健全性が高まっておりその透明性も増していたのに加え、景気急速な悪化に応じて金融行政も緩和的に運営されたため、銀行融資の安定が維持されたといえる。

図表 10 . 銀行の自己資本比率の推移



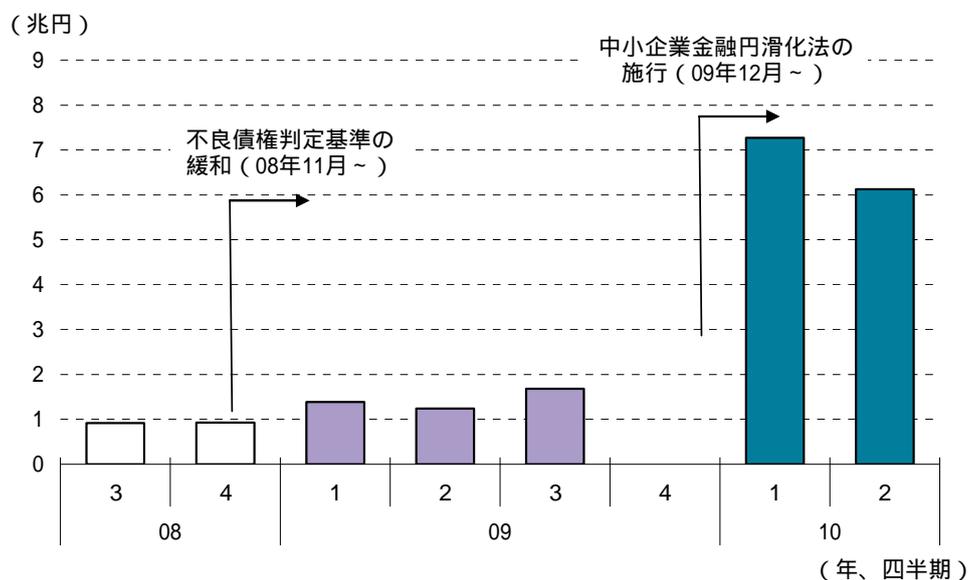
(注) 単体ベース。各年3月末時点。
 (出所) 金融庁 日本銀行

(3) 中小企業金融円滑化法の施行

2009年12月に中小企業金融円滑化法が施行され、銀行の融資行動はさらに大きく変化している。同法施行により、銀行は中小企業からの返済猶予の求めにできるだけ応じるように努力する義務を負うことになった。また、制度の実効性を高めるために、銀行が貸出条件を緩和しても不良債権としない扱いがさらに拡充され、金融庁が銀行の返済猶予実施状況を定期的に公表し、金融検査でも返済猶予要請への対応状況を重点的にチェックする枠組みも構築された。

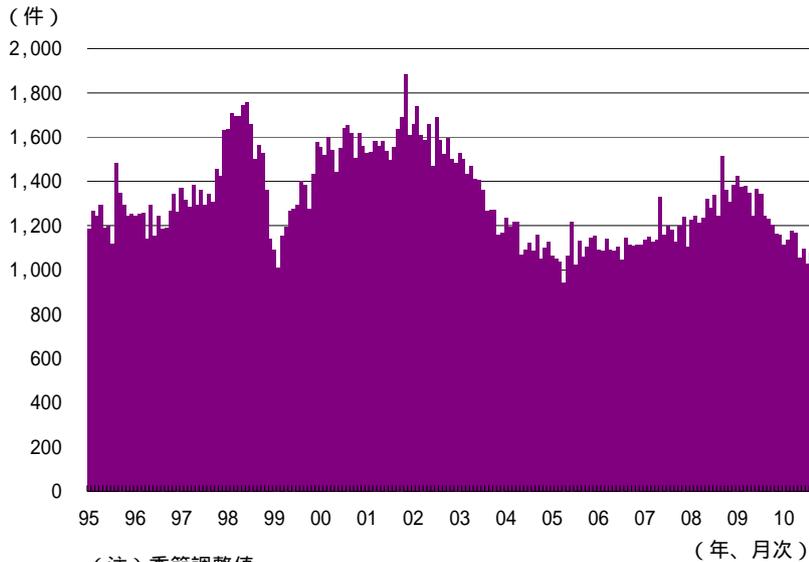
実際、銀行による中小企業向け融資の返済条件の見直しが急増している。2010年1~3月期（正確には法が施行された2009年12月4日から2010年3月31日まで）に銀行は貸出元本ベースで約7兆円分もの返済条件の変更に応じ、続く7~9月期も約6兆円分と高水準で推移している。それ以前は、不良債権の判定基準が緩和された2008年11月以降でも2兆円以下だったのと比較するとその急増ぶりがよくわかる（図表11）。また、返済条件の見直し実行率（実行件数 / (実行件数 + 謝絶件数)）は97.1%に達しており、余程の理由がない限り銀行は返済猶予要請にほぼすべて応じていると考えられる。实体经济が大きく落ち込む中で、同法は企業の資金繰りの緩和に寄与しており、リーマンショック後の一時期を除き企業倒産が低水準に抑制されている大きな要因となっているといえる（図表12）。

図表11. 中小企業向け貸出の条件変更実施額（貸出元本ベース）



(注) 対象は国内銀行。09年第4四半期のデータは公表されていない。
10年第1四半期は09年12月4日から10年3月31日までの数値。
(出所) 金融庁ホームページ

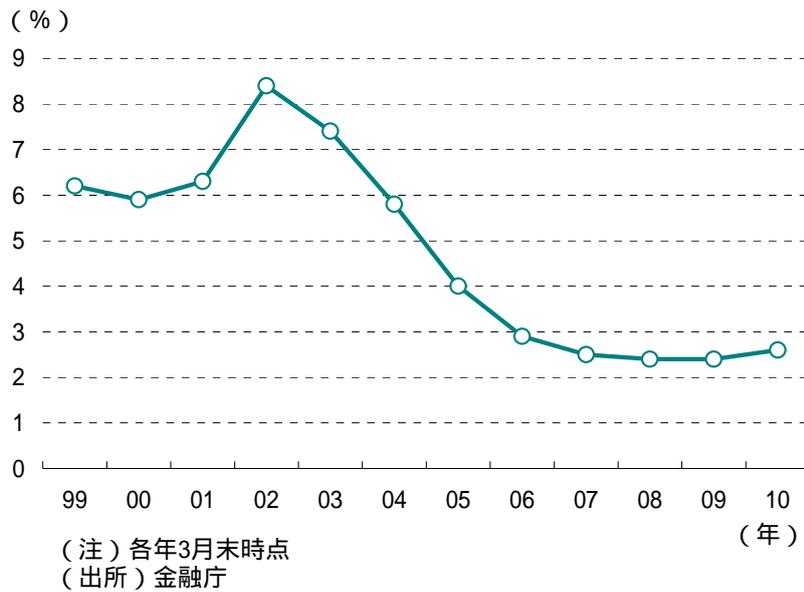
図表 12. 企業倒産件数の推移



(注) 季節調整値。
 (出所) 東京商工リサーチ「倒産月報」

これまでは、景気が悪化し業績が厳しくなったために当初の契約通りに返済ができなくなった企業向けの貸出は、原則として不良債権と判定されていた。また、不良債権は早期にバランスシートから落とすことを銀行は求められていた(2001年のいわゆる「2年3年ルール」。既存の不良債権は2年以内、新規に発生した不良債権は3年以内にオフバランスすることを金融庁が銀行へ要請した)。しかし、2009年12月から施行されている中小企業金融円滑化法やそれに先立つルール変更により、金融行政は、業況が厳しい企業向け債権を「早期に処理すること」を強く促すものから「なるべく保有すること」を促すものへと大きく転換し、銀行の融資姿勢もそのように変化している。こうした転換の背景には、自己資本比率が改善し不良債権比率も低下するなど、銀行の財務の安定性や強靭性が増したことや、バーゼルⅢの導入などもあって財務の透明性も向上したことなどがあると考えられる(図表 13)。バブル崩壊後の危機的な状況への対応が完了し、日本の銀行は金融の安定確保という本来果たすべき役割を果たせるようになったともいえる。

図表 13 . 銀行の不良債権比率の推移



3 . 安定重視の金融と日本の銀行の課題

最後に、「安定重視の金融」へと潮流が変化する中で、間接金融を担う日本の銀行の課題について考えていきたい。バーゼル が目指す信用供与の安定化は、間接金融を中心とする本来の日本の金融のあり方が再評価されるよいきっかけとなる可能性があるが、大きな課題もある。銀行が、コンサルティング機能の発揮など貸出先企業の経営力改善に向けた取り組みを強化していくことが、安定重視の金融を実のあるものにするようになる。

(1) 見直される金融の役割

バーゼル による規制は長めの移行期間を経て段階的に導入されることになっており、銀行経営のあり方がすぐに大きく変わるわけではない。とはいえ、世界の潮流は大きく変化し始めており、主要国の銀行は長期的にはビジネスモデルの転換を迫られる可能性が高い。バーゼル とは別に、米国では、銀行本体でのリスクの高いデリバティブ取引の禁止や「ボルカー・ルール」と呼ばれる銀行による高リスク投資の制限などを盛り込んだ金融規制改革法が成立し、これまでの規制緩和路線から転換し始めている。また、EUでは、金融機関の破綻処理費用にあてるための銀行税や、銀行の従業員への報酬規制の導入が検討されている。さらには、金融安定理事会とバーゼル委員会では、金融システムの安定を図るうえで重要となる大規模な金融機関に対して、一般の金融機関よりも上乘せした規制をかけるべく、その具体策について議論が続いている。金融機関はこれまでのような高リスク取引の拡大などによる収益重視の経営から、安定的な信用供与を重視する経営へと今後大きく舵を切ることになるとみられる。

しばしば日本の銀行は、高リスク取引への進出の遅れなどその保守的な経営スタイルが欧米に比べ「周回遅れ」と批判されてきたが、今回の金融危機時において、日本では銀行融資を中心に金融システムの安定性が維持されたことは評価されてよいだろう。1990年頃のバブル崩壊とその後の不良債権問題の解決に向けた長年の苦勞を経てきたため、リーマンショックが起きた直後、日本の金融行政は銀行に安定的な信用供与を求める方向へと転換することができたのである。日本の銀行の経営スタイルは、結果的にすでに周回遅れではなくなっているといえる。

(2) 「雨が降ったときこそ傘を差し出す」銀行へ

金融が信用膨張と収縮を通じて実体経済の振れを大きくすることは、雇用の安定を損ない健全な市民生活への脅威となる。好況期には過剰な与信を抑制し、金融が実体経済を過熱させない仕組みがやはり必要である。一方で、不況期であっても銀行が必要な信用供与を行えるだけの財務体力をつけておくことも重要だ。不況期には金利の引き下げなど緩和的なマクロ金融政策が採られるが、自己資本の制約で銀行の与信が厳格化されてはその効果が減殺されてしまうことになる。売上が減少し、ただでさえ企業にとっては資金繰りに不安が出てくる不況期にこそ、銀行による信用供与は安定的になされるべきだといえ、それこそが緩和的な金融政策の目的であるはずだ。

これまで日本の銀行は「雨が降ると傘を貸さない」と揶揄されることも多かったが、リーマンショック後の金融行政の方針転換や銀行の財務体力の向上などにより、「雨が降ったときこそ傘を差し出す」銀行へと変貌しつつある。そこへ、バーゼル という信用供与の安定性を重視する新しい規制が、日本を含め主要国の銀行に今後段階的に課されることになる。安定重視の金融が社会の要請であり、金融は経済成長の黒子役に徹することが求められているといえるだろう。バーゼル が重視する「与信の安定性」は間接金融を中心とした本来の日本の金融のあり方によくマッチしているとも考えられる。今後は新しい規制が求める基準値を満たすべく、財務会計面での様々な対応が必要になってくる可能性はあるが、バーゼルの導入は現在の日本の銀行経営や金融行政が再評価されるよいきっかけになる可能性がある。

もっとも、安定重視の金融には大きな課題もある。規制の強化によってリスクマネーの供給が抑制され、経済成長を下押しすることを懸念する向きも多い。また、景気悪化時の企業金融が安定することの裏返しとして、「不況」が持つ企業の新陳代謝を促す効果が損なわれる可能性もある。金融が安定しても企業の活力が損なわれてしまっただけでは元も子もないといえる。

こうした課題を克服していくためには、銀行が企業に対してコンサルティング機能を十分に発揮していくことが重要だと考える。日本振興銀行の経営破綻や新銀行東京の低迷や

業務の縮小などからも、スコアリングモデルに依存した融資の限界が次第に明らかになってきている。すなわち、融資活動を貸出実行から回収までと捉えると、貸出を行うだけでなく、貸出実行後の企業に対するモニタリングにも相応の経営資源を投入する必要があるということである。右肩上がりのマクロ経済環境を前提に、貸出をしたら後は自動的に返済されるとみなされる時代はすでに終わったとみるべきだ。これまでのように、企業に対してコスト削減による利益の確保や不要な資産の売却による借入の圧縮を助言するのにとどまらず、事業承継のアドバイスやM & Aの仲介、取引先や業務提携先の紹介、企業の海外進出の支援など、企業の経営力改善に向けて、銀行が持つ膨大な顧客基盤を活かしたアドバイスを積極的に行う必要がある。こうしたミクロレベルでの取り組みの積み重ねが、日本経済全体の成長力の引き上げにつながっていくことになる。安定重視の金融を表面的な融資行動の変化としてのみ捉えるべきではない。それを実のあるものにする覚悟を、銀行は問われているのである。

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。